

## 第1回古平町議会定例会 第3号

平成30年3月14日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 発議第 1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第 21号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 3 同意第 1号 古平町教育委員会教育長の任命について
- 4 議案第 1号 平成30年度古平町一般会計予算
- 5 議案第 2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 6 議案第 3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 7 議案第 4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 8 議案第 5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 9 議案第 6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算  
（予算審査特別委員長報告）
- 10 一般質問
- 11 意見案第1号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書
- 12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 13 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（広報編集常任委員会）
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）

### ○出席議員（10名）

議長 10番 逢見輝統君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 池田範彦君	7番 山口明生君
8番 高野俊和君	9番 工藤澄男君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町		長	貞	村	英	之	君
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務	長	松	尾	貴	光	君
企	画	長	細	川	正	善	君
財	政	長	三	浦	史	洋	君
民	生	長	五	十	満	美	君
保	健	長	和	嵐	康	子	君
産	業	長	宮	泉	誠	市	君
建	設	長	高	野	龍	治	君
会	計	者	藤	田	克	禎	君
教	育	長	白	岩		豊	君
総	務	長	澤	口	達	真	君
財	政	長	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	本	間	克	昭	君
議	事	係	長	小	澤	浩	二	君

開議 午前 9時56分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 発議第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出されました条例案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第21号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第21号 平成29年度古平町一般会計補正

予算（第8号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

補正予算2回あるわけですが、先日定例会の初日に議決いただきました7号補正、この取りまとめの時期は当然2月中でございました。今後補正が必要な項目について提案させていただきます。

内容は2点ございます。除雪経費と、あとふるさと納税の事業費の関係でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,595万4,000円を追加しまして、42億9,814万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正の表、2ページ、3ページでお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。6ページ、7ページです。まず、2款1項13目ふるさと納税事業費、既定の予算に1,055万4,000円を追加するものでございます。関連しまして、一番下の13款1項1目基金費、これについては1,060万円を減額するものでございます。まず、説明のほうをごらんください。役務費と委託料の部分で経費をのせてございます。贈呈品の発送料につきましては、新年度予算も区分けするというので、ことしの1月から発送料の部分、ヤマトウェブシステムを使って利用してございます。支払い先もヤマトということになりますので、その部分をのせてございます。そして、13款、贈呈品の事業の委託料、本来発送部分減るのでございますが、別段増額の理由として大きなものはヤマトの宅配代金値上がりしてございます。昨年10月に値上がりしました。ちなみに、関東エリアに発送する部分は151円上がって、パーセンテージで十二、三%上がってございます。その部分ちょっと足りないということで、増額させていただきたいものでございます。ということで、この記載の金額を増額するものでございます。

13目としましては、1,055万4,000円増額になります。財源のところのその他のところに入れてございます。ことしもらう寄附金からこの事業費の部分の充てておりますので、寄附金の部分、事業費もふえると。そして、下の13款の基金費、差し引き基金に積める金額は減るということでございます。ちなみに、ふるさと応援基金の積立金額、今回の予算をしますと、積み立てできるのが寄附金の金額に対して23.3%の金額を積み立てする予定でございます。ということで、その逆の76.7%は事業費にかかっておるということで、あくまで予算上の数字でございます。

続きまして、8款2項2目道路除雪費、既定の予算に1,500万円を追加するものでございます。その下、10款1項2目事務局費、既定の予算に100万円を追加するものでございます。除排雪の経費でございます。まず、町道の除排雪の部分につきましては、先日専決処分で議決いただきましたもの、これについては去年の12月の雪が多かったということで、1月末日現在の降雪量等を勘案して専決処分いたしました。今回の増額でございますが、2月の除雪経費が出てきました。実績が上がってきました。そして、年度末を見込みますと、必要になる部分を増額するものでございます。ちなみに、2月末の降雪は、累計8メートル74センチでございます。昨年が5メートル62センチですので、昨年より3メートル12センチ多いということで、やはり2月中ごろにたくさん降りました。その部分が響いてございます。そして、10款のほうも教育施設の部分につきましても小学校、中学校、武道館の除雪、排雪、雪おろしの経費でございますが、2月の実績が上がってきまして、結果的に全

て除雪の経費については増額補正という結果になってございます。

それでは、4ページ、5ページです。歳出の財源手当てについてでございますが、17款2項1目を1,600万円追加します。財調の基金を財源手当てということで1,600万円増額するということでございます。あと端数につきましては、雑入、その他収入で4万6,000円財源調整させていただいております。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

○2番（堀 清君） 今道路除雪の追加予算出たのですけれども、このものの金額で3月の道路の排雪というものは考えているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） ローターで積み込む運搬排雪のことを言っているかと思うのですが、その件に関しましてはこの3月は実施しない形の金額となっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第3 同意第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（貞村英之君） ただいま議題となりました同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について提案理由のご説明をいたします。

平成30年3月31日をもちまして任期満了となります成田昭彦教育長の後任として、江別市大麻元町183—25、石川忠博（59歳）を古平町教育委員会教育長に任命したいので、地教行法第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これより同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することに異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第1号ないし日程第9 議案第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算から日程第9、議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第4、議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないので、次に賛成討論を許します。

○8番(高野俊和君) 初めに、平成30年度の予算編成に当たり、各課の職員の皆様、大変ご苦勞さまでした。私は、本年度の一般会計予算を執行するに当たり賛成する立場から申し上げます。

町長が本年度の執行方針で述べておりましたけれども、本年度の地方財政計画案を検討しましたところ、当町においては地方交付税が前年比4.5%の減、金額にいたしますと8,500万円ほどの減額が見込まれているようですし、大変好調であったふるさと寄附金が国の方針で返礼品が5割から3割程度に縮小された影響が大きく、前年比半分以下ということが予想されます。大変厳しい財政運営を強いられることが予想されるものであります。

しかしながら、十数年来の懸案事項であります来年度建設予定であります役場庁舎の建設用地の測量や地質調査事務委託料、さらには平成28年より改修を進めている古平中学校の大規模改修事業、西大通りの道路修繕事業など、特別大きな建設予定はされていないものの、数多くの事業を進めながら31年度の庁舎建設、さらには火葬場建設のための財源の確保に努めなくてはなりません。言いかえますと、正念場の年ということになるのかもしれない。このようなときこそ、町長執行方針でも述べられておりましたけれども、最少の経費で最大の効果を上げるまちづくりを行政、議会、町民が一体となって進めていかななくてはなりません。

また、本年度は古平町150年の年でもあり、いろいろな事業が見込まれております。その中でも古平町オリジナルの地酒づくりを酒造好適米の栽培から始めるということであり、新しい産業の掘り起こしが農業経営の所得安定の一助になることを心から願うものであります。

また、苦戦が続く当町の1次産業であります漁業の振興においても、ウニ種苗放流事業、ヒラメ稚魚放流事業、また本年度はウニの密度管理を行い、磯焼け対策のモニタリングなど、沿岸漁業の振興にも取り組むということですので、ぜひ大きな効果が上がることを期待するものであります。

また、社会問題となっている少子化対策として、本年度より地域周産期母子医療センター機能をあわせ持つ小樽協会病院が分娩の診療を再開するということになり、古平町も支援をするということでもありますし、2年前から当町が独自で実施をしている妊娠一般健康診査、さらには妊婦一般健康診査通院支援助成金など、少子化対策の一助として大変意義のある事業と考えます。ただ、ふるさと応援寄附金で賄っていた子育て支援や返礼品が4分の1ほどに減るだろうと予想される加工業者がどの程度の影響あるかなどという心配な面はありますけれども、国の補助を最大限に活用し、無駄のない予算計上と考えられますので、執行することに賛成いたします。

以上です。

○議長(逢見輝続君) ほかに賛成討論はございますか。

○3番（真貝政昭君） 一般会計に賛成する立場から一言述べさせていただきます。

高野議員の賛成討論と重複するところはなるべく避けてお話ししますが、基本的に事業のもととなる歳入に関して言えば、国の方針が基本的に異議申し立てしているところです。二、三年前の数字ですけれども、輸出戻し税というのがあって、町の交付税の財源となっている消費税ですけれども、国税に本来入るべき19兆円のうち6兆円が輸出戻し税として輸出大企業に還付されている。消費税で得るはずの19兆円がさらに大企業への法人税減税で消えていると、そういう状況にあります。こういう仕組みは決して許されないと。さらに、輸出大企業の特徴として圧倒的な力関係で中小下請をいじめていると。どういう形でいじめているかというのは国会論議で明らかですけれども、本来中小の下請に払うべき消費税を大企業が払わないという実態があります。これも改善されていません。町長の説明にあったように、本来古平町が得るべき交付税がさまざまな計算によって少なくなっていく、減らされていく図式があるのだと。そのおかげでことしも前年に比べて交付税が減らされている傾向にあるのだと。これは、決して地方の自治体としては受け入れがたい図式であるというふうに考えております。こういう悪循環を断ち切るために、ぜひとも私も微力ながら尽くしていきたいと思っています。そういう財源で構成されたことしの予算に基本的に、そういう異議はありましても、賛成する立場を表明するものです。

貞村新町長が就任された去年は、明和集会所の凍結だとか、それから墓地通りの凍結、それから高齢者の期待していた福祉灯油の中止と、ご挨拶がわりかなというふうに思っていたのですけれども、平成30年度は期待しながら見守っていききたいなと思っている次第です。本間町政が進めてきた善政といいますか、福祉事業については新町長もお認めになって、ことしも継続しているということなので、ぜひともその充実した前進ある方向性を今後見出していただきたいなと期待している次第です。

教育について言えば、全国至るところで運動を進めてきた就学前の前倒し支給というのがありまして、これが国、道の、道でいえば教育委員会ですね、その指示に基づいて各自治体に通知が出されているのですけれども、これに従わない自治体もあるという中で、古平町はことしは実施するという、そういう前向きな姿勢を評価しております。さらに、それを充実させていってほしいなというふうに思っております。

もう一つつけ加えますけれども、貞村町長のお考えは、集会所に際してもそうですし、墓地通り線についてもうかがうことができるのですけれども、財政的な裏づけなしに事業は進めないという前提が1つあると思います。こういうコンパクトな過疎地で事業の集約化といいますか、施設の集約化ということが基本にあるようなので、そのモデルとなるのがこの役場庁舎、それから公民館の建設に見られるのかなというふうに思っております。

そこで、希望なのですけれども、今後の町政運営として、特に建設事業にかかわる事業としては、小さい事業はまず余り出てこないのではないかとというふうに予想しております。大規模な事業ですと、参入できる企業というのは限られておりますので、町内の建設業の指名業者、Aランク、Bランク、Cランクとありますけれども、従来の様子を見ていると、町内企業を育てるという視点から見ますと、どうも崩れている、そういう様相がうかがえます。今後の事業展開に関しましては、例



えば一括で全て1社に発注するだとか、そういう考え方もありますけれども、分離発注とかいろいろと区分けして町内の業者に広く行き渡るような方策もありますので、それはぜひとも今後検討課題として町政に臨んでいただきたいと思う次第です。入札に関しては、質疑の中でも申し上げましたけれども、選考委員会のレベルでそういうことが可能であるというふうに考えておりますので、ぜひともご努力いただきたいと思う次第です。

過疎地の実態としましては、国の施策が道に伝わり、道から町に伝わるという形で、この数年前は高校も取られてしまいましたけれども、幾多の困難がありますけれども、過疎地の今後の人口減少を食い止める大事な方策として、子育て世代に対する経済支援というのが一つの重要な柱になりますので、それを基本に福祉、教育を考えていただければなどということを強く期待いたしまして、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、本案に賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 国民健康保険に加入している町内の方たちは、ほとんど年金は国民年金加入者であろうと推測しています。国保税なのですけれども、前町長、複数いらっしゃるけれども、国保税の負担割合について随分と論議を重ねてきました。それで、今の段階でもう負担の限界を超えているというのが共通認識で、後志の広域ができる以前から町の一般会計から足りない分については財政支援をするという形をとって、そして後志の広域という形になりまして、それが続けられてきています。

平成30年度におきましては、貞村町長におきましては一般会計からの全面的な財政支援という形ではなくて、貸し付けという形で明らかにすると。それはそれとして一つの形ですので、うなずいております。ことしにおかれては、国保税の税率改正はしないで済むだろうという予測もありまして、貸し付けという形で推移するわけですけれども、質疑の中でわかりましたけれども、悪質滞納者ということで広域に託されている世帯が15世帯という数字が出てまいりました。この実態ですけれども、一例として経験したことがありますけれども、滞納額のさらにその半分くらいの延滞税を

賦課して取り立てをしているという実態が起きています。ですから、この15名の方たちの実態全てわかりませんけれども、かなりの延滞税を負荷されて徴収されている可能性があります。サラ金並みの取り立てではないかというふうに予想しております。平成29年度で15世帯の実態がよくわからないという状態では、町の責任としては困ると。新聞紙上でも載っていましたがけれども、それぞれの自治体で破綻状態になっている家庭に対する自治体側からの手を差し伸べるといいますか、生活を立て直すための方策というのが今後求められていくだろうと、そういう記事が昨今載っていましたがけれども、町側としてぜひともそこら辺の検討をこれから進めていく時代ではないかというふうに考えておりますので、ぜひご検討をお願いして討論を終わります。

○議長（逢見輝統君） ほかに討論ございませんか。

○8番（高野俊和君） 私いつも申し上げますけれども、国保税もそうなのですから、制度というものはその制度に加入している者がみんなで支え合うことによって成り立つものというふうに考えています。古平町は、特に18歳以下は医療費も無料という大変優しい制度をとっております。税というのは、収入に応分して加算されるものでありますから、決して安くはありませんけれども、無理ではないだろうというふうに考えております。滞納者のその分の取り組みという問題もありますけれども、本年度の国保会計に賛成する立場であります。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 本来は、政党に属している立場からすれば、この制度そのものに反対なものですから、反対ということなのですから、賛成多数で認められている予算と一緒に賛成するという立場で一言申し上げる内容で賛成討論に立っている次第です。

後期高齢者になりますと、医療費が1割になりますけれども、特に国保に加入している方、それから国民年金で生活している方にとっては、医療費の負担がかなり重くのしかかっているという実態があります。私2月で満66歳になりましたけれども、大体65歳から仕事のほうを戦線離脱しますと年金生活に入りますけれども、65から69までは3割負担、それから70から74までは2割負担、それから75から1割負担。大体国民年金を柱にして生活している方は、70歳になるのを楽しみにして

いる。それから、75歳になるのを楽しみにしているという話を伺います。貞村町長は、71歳以上の生活保護を受けないで頑張っている非課税の年金生活者の福祉灯油、平成29年度はやめられましたけれども、大体75歳くらいを過ぎた方たちのひとり暮らしの高齢者の話を聞きますと、この冬は5時、6時くらいになったら鍵を閉めて電気を消してストーブを消して布団に潜り込むと、そういう生活をしています。医療費については、70歳を超えたあたりの方たちは、大体夫婦ともに病院通いで、1人当たり限度額の月8,000円くらいかかるという状態です。こういう生活実態をぜひとも、町民の生活実態ですね、身近に接して知っていただきたいと思う次第です。改めて私自身が聞きますと、そういう年金生活者の、また高齢者のいろんな生活実態が改めてびっくりするような状態が聞けますので、それをぜひとも町長に期待をしまして、賛成討論とするものです。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 水道料金については、前々から高いということで一言申し上げてきたのですが、各自自治体の様子を新聞紙上で見ますと、そろそろ施設の更新時期が次から次と出てきていて、水道料金の値上げが話題になっています。古平町の水道料金が今の状態でどの程度の状況にあるかというのはいまいち把握していませんので、この件については触れませんが、ぜひともそこら辺の分析を進めていただきたいと思う次第です。

先ほども会計は違いますけれども、高齢者の実態について把握していく必要があると私自身思っているのですが、高齢者の水道料金の減免の実態なのですけれども、基本料金が2,200円で、申請すれば200円安くなるという、そういう状態です。生活を守る、特に非課税世帯の生活支援というのは非常に重要だろうというふうに思っております。ぜひとも減免の要綱を見直して、特に非課税高齢世帯の減免がさらに進められるように期待して討論といたします。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成討論ございませんか。

○8番（高野俊和君） 賛成する理由の一端を述べたいと思います。

当町の水道水は大変おいしくて、一年を通して特に濁るということもほとんどありませんし、これは管理状況にも細心の注意を払っているのだらうなというふうに考えます。

当町出身で地方に出た方が古平町に戻って帰省しますと、古平町の水は大変うまいということを実感するというをよく聞きます。使用料が少し高目ということもありますし、使用料の未納対策、特に当町は夏の使用料が大変ふえますので、そのときの徴収の改善などはあるとは思いますが、このようなおいしい水を一年通じて供給できることをお願いしまして、賛成する立場といたします。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） それでは次に、賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 後志では珍しく古平町は都市計画を設定している町です。そのために、本格的な公共下水道事業を展開しない限り水洗化実現できないということで、こういう形になったのですけれども、都市計画を設定しなければ合併処理等で補助金なしでもやったほうが安上がりだという論議があったのですけれども、実際こういう形で稼働していますので、それを突っ走るしかない。今後の目標としては、やはり加入率の促進ということに尽きると思います。それが一般会計の負担を少なくする道でもありますし、また町民の快適な住環境をつくるという点でも必要なことです。その足かせになるのは、やはり料金です。まだ道内でも5本の指に入るくらいの高さだというふうに推測しておりますので、加入率を高めるための一つ的手段として下水道料金の引き下げを検討すべきではないかというふうに考えております。それだけでは加入率促進に抜本的な力になるかどうかちょっとわかりませんが、ぜひともそこら辺の検討をしていただくよう期待して、討論とします。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 次に、賛成の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) もともと介護保険制度は国の支出を減らすために考案された制度ということで、もともとは賛成できるものではないのです。しかも、前町長も言っていましたけれども、高齢者がふえていく中で保険料が上がる傾向はとめられないというのが現実の認識だと思います。それで、本来は反対する立場が真つ当な私の立場なのでしょうけれども、この制度をよりよいものにしていくためという立場から賛成していくものです。

この町で生まれ育って、またはこの町に来て生活することになって、行く行くはこの町の地に埋もれて海を眺めてあの世で平和な暮らしをという、自給自足という言葉がありますけれども、この地で生まれ育って子育てをしてこの地に骨を埋めるというのが一つの人生の形態だろうと思います。長年町民が望んできたこの地で終えんを迎えるべきついの住みかの特養を求めたのだけれども、貞村さんにしては耳の痛い話かもしれないけれども、特養をつくろうとした、その都度、その都度に道から横やりが入りまして、地域福祉センターができ、元気プラザができたという経緯があります。余市町のように最初から特養をつくるということでフルーツシャトーができて、それが核になっていろんな事業を展開して、あれだけの大きな事業展開をするようになりましたけれども、古平町の場合はよくわからないままに土地が次から次といろんなものに使われていって、残ったのはあの地域ではあとわずかというような状態になりました。ぜひとも町民の悲願の特養をあの地で計画しているのであれば、あそこで特養が実現するような方向で計画を練っていただき、そして運動していただきたいと思う次第です。そのことを強く期待して、終わります。

○議長(逢見輝統君) ほかに賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり、一問一答方式で行います。なお、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

一般質問は、堀議員、山口議員、工藤議員、寶福議員、真貝議員の5名です。

順に発言を許します。堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） このたび3月3日でしたか、それと3月9日に空き家の倒壊事故ありまして、敏速的な対応で町民の方もすごく感動した結果が得られましたので、本当にありがとうございました。

そういう中で、空き家対策という形で今回質問をしたいと思っております。まず、この件に対しては、3年くらい前から結構議会の場でも発言している経緯あるのですけれども、そういう中で現在の当町におきます昨年度における空き家と倉庫の軒数について。

それと、当然建物でありますから、それに対する固定資産税というのが課税されているわけなのですけれども、その件数についてと。

それとあと、例えばことしじゅうだとか来年中だとかという短期間で雪害で倒壊するおそれのある空き家と倉庫の件数について。まず、現状では今個人の財産に対する解体の経費というのはどこの自治体でも助成的なものを出していないのですけれども、そのものというのは早急に解決していかなければならない重要案件でないかなという気がしますので、その点のこの考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 堀議員の空き家対策についての一般質問にお答えいたします。

まず最初に、当町における空き家、倉庫の現状でございますが、町内では空き家なのか倉庫なのかなど判断難しい物件もございますので、当町では総数で把握しております。総件数は115軒程度、多いのが浜町66、丸山13が断トツで、港町7と、そんな感じでございます。

それに対する課税状況でございますが、正確には今課税状況とまっておりますので、お答えできません。ただ、空き家となりますと、本来居住の用に供していれば、下の固定資産税が6分の1になるという制度ございますので、そういうこともあって空き家がふえているのかなという思いもございますが、逆に言うと居住していなかったら6分の1にすることありませんので、そういう

ところも調べていかなければならないと思っておりますが、今現在はまとまっております。

それで、3点目、近々に倒壊するおそれのある空き家、倉庫ということですが、役場が危険を認識するようなものは、見て回るか、それから近隣の住民から寄せられる情報等で把握するしかないのですが、その結果現在3軒程度が危ないのかなと認識しております。ただ、今回の3月の旅館の隣の空き家は、そういう危険の部類に入っていなかったということで、たまたま隣の人が倒壊しうだと、音がするということで通報あったと。本来あそこは国道に面しておりますので、当然国道の管理者が探して、自分の国道に、管理するところに倒れてきたら、倒れてしまったらごみ扱いになるものですから、そこをやらなければならないはずなのですが、全く手つけたらだめだというような見解でございます。今そこは申し入れして回答を求めていますので、たまたま町でやらざるを得なかったということでございますので、一応は国道の危ないところだけは応急処置として処理いたしました。個人の財産にかかわる部分についてはどうしていいか今検討中でございます。今現在相続関係を調べて所有者を当たっているところなのですが、複雑なものですから、難しい状況にあるのが実態でございます。

今後どうするかと、個人財産、空き家、倉庫の解体費どうするかということでございますが、知ってのとおり個人の財産につきましては所有権というものがございまして、そこを勝手に公費で壊すとか、そういうことはできない状況でございます。ただ、危険があるということでございましたら、そこを代執行という形ではできるのですが、今空家特措法というのができておまして、二、三年前に成立したのかな。それに基づいて勧告なり公表なりして、代執行ということできるのですが、それはかなり時間がかかる。そのやり方もまだ全然大丈夫では定めておりませんので、そのことについては今後検討していかなければならないのかなと思っております。解体費の助成については、居住者がいるという中でなかなか難しいものがあるということをご理解願いたいと思います。助成制度というものを設けている自治体もございまして。例えば室蘭市ですとか。ただ、直接持ち主とか管理人に対する助成はできなかったということで、近隣住民とか町会とかがやる場合について助成する。それも100%ではなくて、助成するという方法はできるようになったところもございまして、それでもまだまだ問題は残っているのかなという状態でございますので、これについては全国的なものでございまして、そこら辺は全国のそういう困っているところを参考にしながら進めていかざるを得ないのかなという状態でございます。

以上でございます。

○2番（堀 清君） 現状と今後という形の中で行政側の考え方は理解しております。

そういう中で、要するに当町の場合、まず豪雪、べらぼうに多いわけでもないのですけれども、そこそこの雪が降ると。そういう中で、まず空き家というのはそういう面では本当に建物自体の強度がなくなっている中で、要するに豪雪による倒壊というのが大半なのですけれども、そういう中で現状で今そういう個人的なものの対応というのはなかなか時間かけながらできないということですので、とりあえず除雪体制だけでもどうにかならないでしょうかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

除雪って屋根の除雪……屋根に上ったはいいいけれども、屋根を壊してしまったとかありますので、なかなかできないのかな。やっぱり財産に関するものは、個人の財産ですので、なかなかできないのかなという気はしております。役場でできることとしたら、持ち主を探して、そういう処理してもらおうという形しか今のところはできない状況でございますので、そういう場合どうするのかということも今後検討課題として持っておりますので、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（堀 清君） なかなかそういう面で建物に対する処理というのが大変だということはすぐわかっているのですが、そういう中でもやっぱり現場の確認というのは常時していかなければだめだというような形の中で捉えているのですが、ある程度その年、その年によって変わるのでしょうけれども、たくさん雪の降った年というのは、そういう現場確認の回数を、例えばふやすだとかといったことくらいは多分できると思いますので、それくらいの現場の対応はしてもらいたいと思いますので、答弁はいいです。よろしく願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） 旧北海信用金庫古平支店の活用についてお伺いします。

さきに旧北海信金古平支店の再活用の当初計画が頓挫してから間もなく1年になろうとしていますが、現在に至るまでその後どのように進捗しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長（貞村英之君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

旧北海信金の古平支店の件でございますが、去年の今ごろ議決されて買われたということで、そのまま計画どおりいくのかなと思っていたのですが、中を見ますと思うようにはいかないということで、使用してくれるところ、団体1つありましたので、協議を行っていたところでございます。ただ、町が引き渡す時間的なもの、相手が求めているものと時間的なものの不一致がございまして、町としてはなかなかすぐ渡すということは、改修の関係ですとか危険な度合いですとか、あと手続上の問題もございまして、年内は難しいよということでございしましたが、相手側は年内改修を希望しているということで、時間的な面で不一致がありまして、協議成立いたしませんでした。そんな中、最近1カ月、2カ月ぐらい前かな、古平福社会のほうから授産施設のみつくすベジタの改修工事の代替施設として利用したい旨の申し出がございました。そういうこともございまして、3月1日からことしいっぱい、有償で貸し付けを行っております。もう決裁終わりました。今後は、企画提案を審査する上で行う一般競争入札をもとに来年の年度内の売却できればということで検討しております。貸付期間の間うちにそういう手続的なものを整えて、入札できるように売却を検討しているところでございます。

以上でございます。

○7番（山口明生君） 再利用のめどが立ったということで安堵しております。

今有償での貸与ということと、行く行くは売却ということで考えられているということでございますが、その前には改修等も必要だということで、かなりの金額で購入したものをさらに改修して売却する場合にどの程度古平町の損失になるのかというところを概算でわかっている範囲で教えてくださいたいと思います。



○町長（貞村英之君） 改修、売却の件でございますが、今福祉会が使うというのは事務所みたいな形で使いますので、そこら辺の改修はさほど要らないのかなど。金庫もそのまま使えるような話ししておりますので、金庫の撤去も要らないということで、あとは時価に換算いたしまして下がっているのか、多分耐用年数経過していったらその分下がるので、多分損失はその程度なのかなと思っております。

いずれにしても、正確な金額を算出して、予定価格にして入札かけたいと思っておりますので、さほどのものは出てこないのかなど。ただ、古平町がそれ以上のもので買っていたとしたら、その分の損失は出てくるのかなと思えますけれども、多分それはないと思っておりますので、少ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 私は、独居高齢者についてということで質問させていただきます。

全国各地で独居高齢者の火災、そして焼死、殺人事件、詐欺、それから金品の強奪、孤独死等が起きております。古平町では、要援護者宅に声かけ訪問を行っておりますが、独居高齢者宅にも声かけ訪問をしてはいかがでしょうか。

訪問先は、各町内会長、民生委員、それから担当職員が相談をして、例えば2カ月に1回程度の訪問で事件や事故の早期発見につながることものではないかと考えております。町の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問、独居高齢者についての質問でございますが、要援護者の要件に合致しない高齢者等についても、町内会役員、民生委員の意見を聞き、必要により追加で声かけ訪問は行っております。

一部の民生委員におきましては、虚弱や不安を抱えている独居高齢者につきまして、不定期ではございますが、訪問等によって状況確認を行っているところでございます。また、月1回の定例民協会議におきまして情報交換が行われているということから、随時要援護者の掘り起こしと申しますか、把握はされているところでございます。

また、高齢者、地域の見守りに対する連携ということで、ユープさっぽろですとか道新の後志地区会、それから郵便局と協定を結んでおりまして、町全体において地域において何らかの見守りはなされていると思っております。

また、高齢者に限らず、心身その他、諸事情によって生活上支援を要するような方につきましても、住民や各機関から担当係が情報提供なされているということで、今のところ結構十分に行われているなということで拡大は考えていないところでございます。

独居に特化した定期訪問というものは地域コミュニティーの中でなされていくべきではないのかなと思っておりますので、本来のところ原則に委ねていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） ただいまの町長の発言では、十分に足りているということでございますけれども、うちの町内に限らせていただきますけれども、回って歩きますと、例えば空き家になって

いたり、それからいつも玄関あいているのがあいていなかったりとか、いろんいうちがあるのです。それで、役場の職員に聞きますと、どこどこへ行ったみたいという程度のことで、そして実際に訪問している我々にもどこへ行ったか教えないのです。そして、なぜ教えないといったら個人情報だと。したら、個人情報をそこまで大事にするのだったら、何も我々回って歩く必要ないのでないか。やはり回って歩く人ぐらいにきちっと、この人はどここの例えば施設に入りました、どここの病院に入りましたとか、せめて回って歩く人だけにでも早目に教えてもらわないと、何のために訪問しているかわからないのです。そして、実際に回って歩くと、例えば高齢者ばかりでなく、若い人の中にも体が弱くて買い物程度にしか出れないという人も何人かおられます。そういうところも一緒に回って声をかけるとか、そういうことはやるべきだと思うのです。私は、一応町内会長していますので、例えば台風来るよなんていうときは、年に何回かですけれども、そういうひとり暮らしの高齢者のお宅に電話して、何かあったらすぐ連絡下さいよというようなことは何回かやっていますけれども、実際にそういう状態があるのです。そして、古平の場合は最近、もう何年か前にあるのですけれども、さらにその前には孤独死が一時何人も出た年があったのです。ですから、やはり綿密に各町内の役員なり担当者なり民生委員の方がきめ細かくというか、確かに急に倒れて、ばたんといったら、もう見つけるということは大変だろうとは思いますが、せめて回って歩いている間に見つけられることもあるのではないかと思うので、私から言わせればもうちょっときめ細かくしていただきたいと思うのですけれども。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

今きめ細かくないような感じで思うのですけれども、そういうふうに聞こえるのですけれども、結構やっているやに私は聞いております。2カ月に1回ですとか、各民生委員の方はやっているやに、月1回程度は情報交換したりしていると聞いておりますが、町内会長にも言えないことは多分我々にも何も言えないのだろうと思っておりますけれども、一応きめ細かくないというのであれば、再度そのやり方を見直して、ただ民生委員の方も回っていると思っておりますので、そこら辺のところは再検討していきたいと思っております。

以上です。

○9番（工藤澄男君） やはりせめて回って歩く人、それから例えば災害あって避難するとかなんとかということも、この独居のひとり暮らしの方々が体が弱かったりしたら、そういうのも結局考えていかなければいけない面もあると思っておりますので、町内の役員さん何人かいるので、そこまで本当は知らせてくれれば何かのときに役に立つのかなと思っております。まず、どこかへ引っ越しする場合には、やはり前もって教えるぐらいの気持ちがあつていいのではないかと思うのですけれども、まずそれを1つお願いして終わります。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 町内の公園についての質問となります。

平成29年第2回定例会において公園維持管理についての質問をさせていただきましたが、その際町長からの答弁で整備については計画をつくって着手し、遊具についても需要や費用などを整理して対策を進めていくとありました。平成30年度において、当町では都市計画マスタープラン策定業

務の予算が計上されて、将来的に公園の選定等がされていくとは思いますが、その上で町長にお伺いいたしますが、今後の公園についてのお考えを現状どうなっているかお聞きしたいです。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問、町内の公園についての質問でございますが、昨年第2回定例会……

○議長（逢見輝統君） 町長、ちょっとお待ちください。

質問がまだ完全にしていないのでないかな。

○5番（寶福勝哉君） 失礼しました。質問途中で終わってしまいました。

引き続きまして、公園の利用始めの時期について、昨年みなと公園では6月中旬に草刈りが行われて、公園の利用がそれからとなりました。幼児センターの園児の散歩と町民の利用に影響があったと思います。今後の各公園の利用始めの時期の前倒しは可能でしょうか。先ほどの質問とあわせてお答えいただければと思います。

○町長（貞村英之君） 公園についての質問でございますが、昨年の第2回定例会ではまだ立地適正化計画でマスタープランを変えるという状況でなかったため、公園独自の計画を立てて……計画を立ててといいますか、修繕計画みたいのでつくっていけばいいのかなと思って答弁したところでございますが、その後こういうようなマスタープランをつくらなければならないということで、3定においてそこら辺と一体的にやっていきたいと言ったと思っております。ご承知のとおり、今予算でも予算出しましたが、立地適正化計画ですとかマスタープランの中でことし立てていきますので、その中で公園の状況も、当然マスタープランですから、都市計画の中に入りますので、そちらの都市公園についてはその中で検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一点、昨年みなと公園ですか、みなと公園は都市計画上の公園ではなかったと思うのですが、そちらのほうについては昨年は利用が6月以降になったと聞いておりますが、ことしは各公園と同じように雪解けと同時に早い時期であわせて利用開始をしたいと考えておりますので、去年のような利用者に迷惑かからないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 来年からみなと公園について、各公園の利用始めが前倒しできることで、利用者も大変助かるのかなと思います。

あとは、他町村見てみると、本年度の予算で積丹町では遊具整備に1,400万、共和町では大型の遊具更新に7,000万予算計上して公園の維持管理に力を入れている状況も見受けられますので、当町もぜひ町民の体力向上につながったり、十分に憩い遊べるような魅力ある公園づくりを進めていってほしいなと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の耐震改修計画の見直し実施について伺います。

以前の議会で一般質問で取り上げたことがありますけれども、進めてこられた耐震改修計画の5カ年計画、一応成果が町のほうから資料で出されていますけれども、もともとの計画の前提となる地盤の見方について誤認があるということで指摘をさせていただきました。浜町方面でほとんど地

震を体感できない地震でも、新地、丸山方面ではすごく強く実感して、避難するかどうかという、そういう不安に襲われるという事態は昔々からありまして、近年では幼児センターでそういう事例がありました。それで、前町長もそのことを認めまして、平成30年度以降の見直しで進めていきたいという答弁がありました。この耐震改修計画は新地方面、浜町方面にどれほど地震に耐えられるか実態を把握するということと、避難の際にそういう大きな地震に耐えられない建物がありますと、避難そのものが危うくなるという問題もありますので、改めてやはり耐震改修計画の見直しをすべきという認識に立っております。その点について、町長の見解をお伺いします。

**○町長（貞村英之君）** 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

耐震改修計画の見直しについてでございますが、通告ありまして、耐震改修促進計画読ませただきました。23年から27年までの5カ年ということでございますので、現在ではその計画期限切れ。この計画つくる義務は北海道にございまして、北海道が全道の計画つくりまして、市町村は義務ありません。だから、つくる必要ないといえませんが、当町ではつくっております。前町長の答弁もどんな答弁したのかなと見させていただきましたが、早くても30年度あたりに見直しをしたいと答弁しているようでございます。

ただ、この計画自体、北海道でも今つくっているというか、保留している状況なのですが、計画できてすぐ熊本の地震がございまして、想定震度が6ぐらいだったのが6強というのがあったらどうするか。それが長い時間続いた場合には、今の北海道の計画は担保されないのではないかとということで、今学者さんというのですか、見識が出るまで延長している状況でございます。それ出たらまた策定を考えるのかなという状況でございます。

当町におきましても、その計画、確かに地盤的にはどちらが軟弱、調べたことはないのですが、あちらのほうが軟弱といえれば軟弱なところで揺れるのかなと思いますが、中央防災会議の調べによりますと、全国でどこにでも起こり得る直下の地震ということで、丸山地区、新地地区は震度5.7まで行きますが、浜町が6.2まで行くという結果で、一番大事なのは倒壊する可能性のある建物でございますが、浜町が209.2、半壊が362に対して、丸山が1.4、18.9ということで、こういうことを考えますと倒壊は浜町のほうが多いのかなという状況でございます。ただ、それがすぐどうなるかというわけでございませぬので、多分こういうことをもとにこのような古平の計画を立てたのではないのかなという気はしておりますが、いずれにしましても北海道が計画を見直すと言っておりますので、それを見た後に、うちの町が独自でつくって、また手戻りというわけにもいきませぬので、そこら辺はどういうふうにするのか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○3番（真貝政昭君）** 予想そのものが錯誤があるという、そういう認識に立って前回の一般質問になって、町長の議会での答弁というふうになりました。一応道の結果待ちというか、学会のほうの見解を待つて道のほうが動いて、それに従って町のほうも検討するという、そういう認識なのかなという理解をしてこの質問を終わります。ぜひとも早目に対応をとるべきかなというふうに思っております。

次に、福祉灯油の実施なのですけれども、町長の貞村さんの平成29年度で中止された、取りやめ

となった認識と、当町で福祉灯油を始めたときの認識が若干差異があるというふうに思っております。それで、通告書にも道のほうでかつて始められた経緯とか、るる述べさせていただきました。それで、基本的に、先ほどの各会計の討論の中でも触れましたけれども、大体年金に冬場の生活だとか、そういうのは盛り込まれていない内容のもので、全国一律の制度です。70歳以上になりますと、ほとんどが年金生活者で単身、あるいは高齢2人世帯ということで実施してきた経緯があります。それぞれの実態は千差万別ですので、具体的に述べることはできないけれども、年金の額でいきますと単身ですと約90万円くらいの年金収入ですと。それから、高齢2人世帯ですと110万円くらいの年金収入です。非課税世帯として福祉灯油の支給対象になるという、そういうざっくりな感じですがけれども、さらにこれを超えてもさまざまな条件によって対象になる方がいますけれども、冬場の高齢な年金生活者の生活実態というのは、今まで聞いてきてもかなり苛酷な冬場の生活の実態があります。高齢な70代の方の実感ですけれども、国民年金だけで生活すること自体、逆立ちしても不可能だというような表現をする方がいます。そういう方たちの冬場の生活支援ということで道が始めて、その後自治体の実施したら道が補助を出すという仕組みに変わって、現在灯油が高値安定になった事態に至って、後志でもほとんどの町村で実施するような状況になりました。

それで、道のほうでお調べいただいたのを町からいただいたのですけれども、19カ町村全ての状態が見えるようになりました。実施していないのが真狩、倶知安、それから余市と。灯油が100円超えたら実施するとかという町村がこの3年間を見てもやっていませんので、実施する気のない町村だというふうに見るとわかりやすいかなというふうに思っています。これに古平町もつけ加える形になったのですけれども、65歳を超えたら現役を引退して年金生活に入ります。今までの古平町の福祉灯油の基準というのは、灯油の値段で設定していましたがけれども、福祉灯油を実施している町村が19カ町村中15町村実施しております。そのうちの大多数が65歳以上の非課税の単身高齢世帯というふうに参加している状況が見てとれるようになりました。

それで、前回の一般質問でも扱いましたけれども、今までの従来の灯油値段という設定を多数の町村に倣って取っ払って、対象者の年齢を65歳に引き下げて福祉灯油を実施すると。当初予算に盛り込むという、そういう対応を古平町もとるべきだという認識で、前提で町長のお考えをお伺いします。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の2つ目の一般質問にお答えいたします。

福祉灯油についてですが、昨年4定だと思いますが、一般質問でも答弁いたしましたけれども、基準ないものを何をよりどころに全員に出すという、ばらまくだけの話ですよ。そういうことは、私は今考えておりません。あくまで基準を設けて実施するという答弁をしたつもりでございます。その基準はどこをよりどころにするかという、当町よりも寒いところ、雪の多いところが基準になるのかなと思っておりますので、どうしてもそういう基準がなければ、低所得者のみの制度、課税世帯からの不公平感が必ず出ると思っていますので、やっぱり乱高下、基準に比べて高いなというものを示さなかったら、課税世帯のほうからは理解が得られないのかなという気がしております。そういうことで、4定の答弁のとおり基準額、基準日について検討して、ことしじゅうに対応してまいりたいと考えております。なお、その情勢で、ある時点で高いのであれば、当然福祉灯油は実施

したいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 基準を設けない私の考えに対して、基準は設けるべきだということなので、基準を設けるべきだという前提でさらにお伺いしますけれども、各町村の実態を調べる中で積丹町が基準を設けております。それで、取り寄せまして見ましたら、9段階に灯油の値段を分けて実施しています。一番低いところが51円から55円までという範囲で助成額は6,000円、一番高いところが、これ以上はないだろうという前提で範囲を決めているのですけれども、116円から120円までというので、これは9段階の最終項目で1万4,000円と。ちなみに、ことしの場合は71円から100円までということなので1万円の助成額を実施して、積丹町はことし1万円の助成を実施しています。基準額を設けている各町村の実態、例えばほとんどやる気がないのでないかという倶知安町の場合は100円以上というのを実施しているのですけれども、基準を設けるのであれば、隣町ですし、積丹町のこの例が一番、古平町の町民と交流が密なので、足並みをそろえてやるべきでないかというふうに思います。ぜひ検討していただければなというふうに思いますけれども、どうですか。

○町長（貞村英之君） これから検討するわけですが、積丹町の例も一つの例として検討材料になるとは思いますが、近隣の余市、赤井川、そこら辺もありますし、倶知安は確かにここより寒いし、雪も多いので、そこも検討のまないたにはのるのかなと思っております。倶知安町、やる気ないというよりも、私後志の課長のときに、当時の伊藤町長が突然高くなったので、補助金間に合わないのだけれどもということ、無理やりほかの地域から補助金集めて支給した経験がございますので、やる気ないわけではないのかなと思っておりますけれども。そういうことで、一つの参考例として、当町は当町なりに考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 期待しています。

次に、3点目の合同墓建設についてですけれども、業者に聞きますと新築よりも解体のほうが多くなった時代に突入しているようです。それで、町内の実態を聞きますと、墓守が継続できないという家庭が随分耳にします。結局子供がいても嫁に行ってしまうと、我が家のお墓は守り手がなくなると。それで、中には親戚に宣伝をして、我が家の墓地を継続して使ってくれる人を募集するとか、そういうお話もじかに聞くことができます。こういう声に、要望に応じて、町村では七飯町、あるいは美幌町、市では近くでは小樽市というふうに、市クラスでは数自治体が具体的にこういう要望に応じている状況となっております。町内でも各お寺さんで合同墓建設に乗り出していますけれども、例えば宝海寺につきましては1期目つくりましたけれども、満杯になって2期目を建設して募集をしたという実態があります。費用を聞きますと数十万円ということで、小樽市のように1体5,000円だとか、それから他自治体のように1万5,000円だとか、そういうような費用からしますと、とても経済的にかなわないという方たちはお寺さんのそういう合同墓には入れないという実態があります。古平町の墓の解体の様子をいただいておりますけれども、自治体を実施する合同墓への移転、それから町内を含め他自治体にあるお寺さんの合同墓に移るケースというのが年々ふえている傾向にあります。私は、以前にも一般質問で取り上げて、そういう要望にこれから検討してい

くという内容の答弁をいただいたことがありますけれども、なかなかお寺さんでは応え切れない数が予想されるだろうというふうに思っています。それと、経済的な弱者にとって、特に年金生活者にとって墓地の解体でさえ多額の費用を要する中で我が身のあの世での住みかがさらにお金がかかるというのは並大抵の状況ではないというのは察するに余りあるところなのです。とにかくあの世の墓をどこかのふるさとから離れて、どこかの自治体に移っていくこと自体、現在この地で生活している方たちがこの町から出ていくに等しい実態として捉えれば、町外からふるさとを離れざるを得なかった方たちを時期的にこの町に来ていただいて、そしてふるさとを味わってもらおうという、そういう考え方に立ちますと、お骨もどこかに行ってしまうというのはもったいないなと思います。この間、1カ月半ばかり入院しまして、やはり高齢の方たちと雑談した中で、お嫁さんは函館の方でしたけれども、嫁の墓を札幌に持ってくるというのはいかがなものかというので議論しているそうです。ふるさとに残しておいて、ふるさとというものをなくさないようにするべきでないか、そういう考え方が聞かれました。ぜひとも町内にあるそういう不安を抱えた要望に応じて、合同墓の建設を考えていただけないでしょうかというのが私の質問の3点目です。どうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 合同墓の建設の質問でございますが、以前でもあったのかな、合同墓の建設の質問あったと思うのですが、工藤議員ですね。合同墓をつくるのはいいのですが、私小樽の副市長のときにちょうど合同墓の一番最初の建設に携わりまして、仏教界から総スカン食いました。つるし上げ食ったところです。予想どおりつくったのですが、一応かなりの調整要りましてつくったところが、全然予想よりもかなり多くて、1個で足りなくて、今度2個目つくるという話になって、もう1個目できているはずなのですが、それでもまだ足りないという状況で。だから、需要のとり方が全然思っている以上の話になってしまいますので、なかなかつくるといのは難しいのかなと考えております。調整とれないのかなど。というのは、仏教界は仏教界で、その寺だけならいいのですけれども、本部から来て反対されるのです。だから、そういうふうになると、なかなか調整が難しいのかなと考えているところでございます。

町内の寺では宝海寺さんと正隆寺さん、新しく合同墓を建立しております。また、禅源寺さんも納骨堂あるということでございますので、それぞれ永代供養してくれるということは、基本的にはそちらのほうに入っていたきたいなというのが実感でございます。

今なぜ多くなるかという、いろいろ小樽のとき調べましたけれども、話を一般の人から聞きましたけれども、今の人、自分の代で整理したいという人が多い。要は、これから先の人には負担かけたくない。だから、よく我々が私のところは今までどおりやるけれども、次の代ではおまえは何しても、どういうふうにしてもいいからねと言ったって、次の人はやはり今までどおりやらざるを得ないというのが今の人間の感覚なようでございますので、自分の代で何とかしてやろうというのが今の考え方みたい。それで、当然合同墓に入って、将来の人に負担かけないぞという考えが多いようなので、そういうような考えが多くなっていると聞いております。

そういうことで、合同墓をこれから考えていかなければならないなとは思っておりますが、実態をもっと把握していかなければ、また手をつけることもできないですし、お寺さんとも事前にちゃんと協議していかなければならないなと思っておりますので、今すぐこれをやるとか考えるとかと

いう答弁はちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 検討課題であるという答弁でしたので、納得したいと思います。

小樽の実態も聞きましたけれども、各自治体の合同墓への入居できる条件というのがあります。それを制約することで過剰な参加といいますか、入居参加ですね、防げるのかなというふうにも思っていますし、なおかつやはりそういう経済的な状況で、どうしても低廉なそういう墓でなければ我が身を納めることができないというのが実際あるわけですから、そこら辺は研究していただきたいと思う次第です。

これは、決して時間がそんなにあり余るほどあるような問題ではありません。先日施設に親類が入居していて、そこで入居しているひとり身のお姉さんがいまして、90代のお姉さんでしたけれども、やはり自分が亡くなった後の引き取り手がいない方でした。まだ頭のほうは達者でしたので、具体的に要望を聞きましたけれども、亡くなった後の自分の納まる身というのを心配していました。不安で、海にでも投げてほしいというような投げやりなことを言っておりましたがけれども、古平町の住民に対して行く末、そういう心配をさせないためにも、やはり早目に結論を出してやるべき問題かなというふうに考えています。法外な建設費がかかるわけでもありませんので、解体が進む墓地ですので、余っている土地は十分あると思いますので、ぜひとも早目の結論を出していく検討課題として受けとめてほしいと思う次第です。改めて伺って、質問を終わります。

○町長（貞村英之君） 検討課題ではありますが、そういう状況をもう少し把握した上で、この件については取り進めていかなければならないものと思っておりますので、時間的な問題というよりも、まず最初にその以前の話で需要把握ですとか、そういうものもしていかなければならないのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 以上をもって一般質問を終わります。

あと5分程度で終わると思っておりますので、おつき合いを願いたいと思います。

#### ◎日程第11 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、意見案第1号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。



意見案第1号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第12、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第14、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎教育長の挨拶

○議長(逢見輝統君) 成田教育長から発言の申し出がございますので、これを許します。

○教育長(成田昭彦君) お昼休みの貴重な時間、申しわけございません。退任に当たって一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

今ここで考えながら歩いてきましたら、大物の伊藤由松町長時代の採用の私が最後の人間になるのだなということをおもひまして、随分年とったものだなと思って今出てまいりました。本当に一般職として37年6カ月、教育長として9年6カ月という47年間にわたって長きにわたって議員皆様には大変お世話になりました。この間、各課を回りまして、いろいろな思い出ございますけれども、何と申しましても一言で申し上げますと、各諸先輩、そして同僚に恵まれた行政生活だったなと思って感謝しております。特に平成20年の10月から教育長就任したときから、前中野教育長、偉大な教育長の「レールの敷かれた」の中で教育行政を進めてきたのかなと思っております。まず、その中で今まで来た後志といっても古平には向いていなかった希望を向く教職員もいなかった中で、そういった古平に希望を持てるような、そういう教職員もあらわれてきたというのは一つの効果かなと思っております。

これ以後でございますけれども、私も昨年10月で65歳を迎えまして、いわゆる世間でいう、私どもの家庭も老人夫婦世帯となります。今まで以上に妻に気使った生活をこれから送っていかねばならないのかと思っております。それとまた、今まで子供たちに指導してまいりました早寝早起き朝御飯の実践をみずからやって、健康管理に留意していきたいなと思っております。

先ほど石川新教育長から心強い、子供たちをこれから育てていくのに生きる力を育む教育という

ことを申されておりました。私も本当に子供たちが生き抜く……生きる力というよりも、私はあえて生き抜く力を身につけさせる教育活動ということで重視してまいりましたが、先ほどの石川教育長もその路線を引き継いでやってもらえるよう、この辺を進めていく中では町民の皆様、そして議員の皆様のお力添えはまさにいただかなければ進めていかなければならない問題でございますので、これからもそういったご理解、ご協力をお願いいたしまして、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時08分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員